マンションのこと みんなでなんでも話し合ってみよう

連続座談会ニュース 第74回

板橋マンション管理組合ネットワーク

マンション管理士試験を解いてみる

◆マンション管理士と管理業務主任者

この二つは「マンション管理」に関する資格です。

試験方式も 50 点満点の四肢択一のマークシート方式で、7 割程度の正答率が必要なことも両試験で共通しています。

その試験範囲はマンションに関する法令・実務・運営、そして建物に関すること等、重なる部分が多くあります。



マンション管理適正化法に関する出題 5 間は、どちらか一方の資格を取得して、後年もう一方を受験する場合、免除となります。

マンション管理士には管理業務主任者のような業務独占がありません。(名称独占のみ)

◆制度の変更への期待

- ①一定規模以上のマンションには マンション管理士を顧問として 選任しなければならない。
- ②管理費・修繕積立金の支払督促・ 少額訴訟を申請できるのは、マ ンション管理士だけとする。

こんな制度の変更があれば、マンション管理士が令よりもっと活躍できるようになると思うのですが。





マンション管理適正化法からの出題

(周 47) マンション管理士に関する次の記述のうち、マンション管理適正化法の規定によれば、誤っているものはどれか。

1 マンション管理士は、マンション管理士の信用を 傷つけるような行為をしてはならないが、国土交通大 臣は、これに違反した者に対し、登録の取消し、また は期間を定めてマンション管理士の名称使用の停止 を命ずることができる。

2 マンション管理士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないが、これに違反した者に対し、国土交通大臣は、登録の取消し、または期間を定めてマンション管理士の名称使用の停止を命ずることができるほか、1年以下の懲役または30万円以下の罰金に処する旨の罰則の規定がある。

3 マンション管理士の登録を取り消された者は、その通知を受けた日から起算して 10 日以内に、登録証を国土交通大臣に返納しなければならない。

4 マンション管理士でない者は、マンション管理士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないが、これに違反した者に対しては1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する旨の罰則の規定がある。

答 4

